

プロジェクト リース

項目 IFRS 第 16 号における設例の取扱い(リースの識別 - 資産の稼働能力部分)

I. 本資料の目的

1. 本資料は、次の企業会計基準委員会及びリース会計専門委員会において検討した IFRS 第 16 号の「設例 3-光ファイバー・ケーブル」の採り入れ方に関連して第 478 回企業会計基準委員会で聞かれた意見を踏まえた事務局の再検討を提示することを目的としている。第 478 回企業会計基準委員会の審議資料は、参考として審議事項(3)-5 参考資料「リースの識別-特定された資産（資産の稼働能力部分）」にお示ししている。

リース会計専門委員会	企業会計基準委員会
第 109 回 (2022 年 2 月 10 日開催)	第 474 回 (2022 年 4 月 13 日開催)
第 112 回 (2022 年 4 月 5 日開催)	第 478 回 (2022 年 4 月 26 日開催)

II. 事務局提案の要約

2. 本日議論いただく項目についての事務局提案を要約すれば、次のとおりである。
 - (1) IFRS 第 16 号「設例 3-光ファイバー・ケーブル」を採り入れて設例を作成する。また対象の資産は第 478 回企業会計基準委員会における提案どおりガス貯蔵タンクのままとし変更を行わない。
 - (2) 第 478 回企業会計基準委員会において提示を行った、リースを含むか否かの判定の対象となる資産が、資産の稼働能力部分のほとんどすべてにあたらぬ場合（特定された資産に該当しない場合）の設例に加えて、資産の稼働能力部分のほとんどすべてにあたる（特定された資産に該当する場合）の設例を含める。
 - (3) 上記(2)の設例を追加する提案と整合的に関連する記載を改正リース適用指針の結論の背景から本文に移動する。

III. IFRS 第 16 号の設例の取扱い

基本的な方針案

3. 第103回リース会計専門委員会、第474回企業会計基準委員会（2022年2月21日開催）並びに第109回リース会計専門委員会（2022年2月10日開催）において、IFRS第16号における設例に関する基本的な方針案について次の提案を行っている（概要のみ記載）。

文案イメージにおいては、IFRS第16号の主要な定めのみを採り入れ、詳細なガイダンスについては、基本的に採り入れないこととしている。文案イメージにおけるガイダンスの採り入れと同程度になるようにIFRS第16号における設例を採り入れることでどうか。

貯蔵タンクの設例案について第478回企業会計基準委員会で聞かれた意見

4. 第478回企業会計基準委員会で提示した資産の特定（資産の稼働能力部分）に関するガス貯蔵タンクの設例について、次の意見が聞かれた。
 - (1) リースを含むか否かの判定の対象となる資産が物理的に別個のものではなくリースを含まない場合を示す設例において採り上げられたガス貯蔵施設は、顧客から受け入れたガスを分別管理できず、特定された資産を使用するイメージがしづらいため、貸倉庫で場所を特定しない場合のようにイメージが付きやすいものとした方が良いと考える。
 - (2) 物理的に別個のものではない資産の稼働能力に関する考え方と、使用する権利を一部のみ有している場合とほとんどすべてを有している場合の考え方が含められることでリースの識別に関する理解が深まるものとする。
 - (3) 設例の前提条件に関する記載の中で使われている「リース期間」という用語は、リースであることを前提にしていると誤解を招く恐れがあるため、他の用語に置き換えたほうが良いと考える。

今回の事務局の分析及び提案

5. 前項(1)のご意見について、貸倉庫で場所を特定しないような設例は、サプライヤーが入替権を有するかどうかとする設例¹をこれまでに提案済みであり、また、今回は物理的に別個でない稼働能力部分の設例を示すことが目的であるため、対象は物理的に識別でき

¹ IFRS第16号の設例2「小売スペース」においてサプライヤーが入替権を有する設例としてリース適用指針の設例に採り込むことを提案済みであり、設例4「小売区画」をサプライヤーが入替権を有しない設例としてリース適用指針の設例に採り込むことを提案済みである。

ないガス貯蔵施設の容量から変更しないこととしてはどうか。ただし、対象を変更しない場合であっても、前項(2)のご意見にあるとおり、資産の稼働能力部分についての理解を深めるため稼働能力のほとんどすべてを使用する権利を有しているために、それにより資産の使用による経済的利益のほとんどすべてを得ることになるため資産が特定されることになるとする設例を追加してはどうか。なお、前項(3)のご意見について、設例の前提条件における「リース期間」の記載は「契約期間」とする。

(設例の文案イメージ)

6. 前項で示す事務局提案を反映した設例の文案イメージは、次のとおりである。第 478 回企業会計基準委員会で示した文案イメージからの修正を下線と取消線でお示ししている。

(HP では非公表)

ディスカッション・ポイント 1

前項に示す設例の修正案について、ご意見をお伺いしたい。

IV. リースの識別における特定された資産（資産の稼働能力部分）についての改正リース適用指針における取扱い

7. 本資料第 6 項にて提案のとおり、第 478 回企業会計基準委員会で聞かれた意見を踏まえ、資産の稼働能力部分が特定された資産に該当する場合の設例（〔設例 XX-2〕ガスの貯蔵タンク（稼働能力部分が特定された資産に該当する場合））を追加している。
8. 第 478 回企業会計基準委員会において改正リース適用指針の結論の背景における記載とすることを提案していた次の内容は、IFRS 第 16 号における設例の取扱いに関する基本的な方針案（本資料第 3 項参照）と整合的に改正リース適用指針の本文の記載とすることが考えられる（この場合、結論の背景の記載は削除する）。

ただし、顧客が使用する権利を有する資産の稼働能力が、当該資産の稼働能力のほとんどすべてであることにより、顧客が資産の使用による経済的利益のほとんどすべてを得る権利を有している場合は、当該資産の稼働能力部分は特定された資産に該当する。

文案イメージ

9. 前項で示す事務局提案を反映した文案イメージは、次のとおりである。第 478 回企業会

計基準委員会で示した文案イメージからの修正を下線と取消線でお示ししている。

(HP では非公表)

ディスカッション・ポイント2

本資料第7項から第9項に記載した事務局提案について、ご意見をお伺いしたい。

以 上

別紙 関連する IFRS 第 16 号の定め

IFRS 第 16 号「リース」**リースの識別**

- 9 契約時に、企業は、当該契約がリース又はリースを含んだものであるのかどうかを判定しなければならない。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいる。B9項からB31項は、契約がリース又はリースを含んだものであるのかどうかの判定に関するガイダンスを示している。

付録 B**リースの識別（第 9 項から第 11 項）****特定された資産**

資産の一部

- B20 資産の稼働能力部分は、物理的に別個のもの（例えば、建物のフローア）である場合には、特定された資産である^{E3}。資産の稼働能力又は他の部分のうち物理的に別個ではないもの（例えば、光ファイバー・ケーブルの稼働能力部分）は、特定された資産ではない。ただし、資産の稼働能力のほとんどすべてを表していて、それにより資産の使用による経済的便益のほとんどすべてを得る権利を顧客に与えている場合は除く。

以 上